芦屋市建築審査会条例新旧対照表

(下線部分は,改正部分)

	(下版印)(本,以正印)
改正案	現行
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第83条の規	第1条 この条例は,建築基準法(昭和25年法律第201号)第83条の規
定に基づき、芦屋市建築審査会(以下「審査会」という。)の組織、	定に基づき,芦屋市建築審査会(以下「審査会」という。)の組織,
<u>委員の任期</u> ,議事その他審査会に関し必要な事項を定めるものとす	議事その他審査会に関し必要な事項を定めるものとする。
る。	
(委員の任期)	
第2条の2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、	
前任者の残任期間とする。	
2 <u>委員は、再任されることができる。</u>	
3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が委嘱される	
までその職務を行う。	
(会議)	(会議)
第3条 (省略)	第3条 (省略)
2・3 (省略)	2.3 (省略)
4 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、	
意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。	